

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3196号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



四万十川 上岡沈下橋 (高知県四万十町)

### もくじ

- 政 策 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について……………(2)
  - フォーラム 「からむし織の里奥会津昭和村 先端的過疎への挑戦」―福島県昭和村……………(6)
  - 情 報 国政情報……………(10)
  - 随 想 わが町「ただおか」……………(12)
- ……………大阪府忠岡町長 杉原 健士……………(12)

### 写真キャプション

上岡沈下橋(向山橋)は昭和38年に架設され、全長60m、幅3.7mで、上岡集落の本村と対岸にある向山を結んでいる。この橋は、四万十市にある口屋内沈下橋(屋内大橋)を参考に作られたもので、沈下橋には珍しい曲線美の独自フォルムをしている。また、付近の川は急流となっていることから、水の抵抗を減らす機能も兼ね備えている。

### コラム

## 四万十川に負担をかけないものづくり

法政大学名誉教授 岡崎 昌之

清流四万十川は四国山地から流れ出し、蛇行を繰り返して太平洋に流れでる。中流域の四万十町が合併前に第三セクターとして1994年に設立したのが株式会社四万十ドラマだ。正社員1名、臨時社員1名で、民家の一室から始まった。現在まで組織を牽引してきたのが畦地履正さん57歳で、20代後半、地元JAからの転身だった。

お茶や栗を活用した商品開発と販売が中心だったが、大きな転機は10年後、道の駅四万十とおわの開業に合わせて、三セクを完全民営化し新商品開発に取り組んだ2005年。開業した道の駅の指定管理者にもなった。Uターンした若者たちが生き生きと働き、開業9ヶ月で10万人の来場者を達成するなど、その経営は全国で評判となった。転機はまた10年後に訪れた。ちょっとした行き違いから、四万十ドラマは道の駅の指定管理業務から外れた。

道の駅はどう変わったか、昨秋、心配しながら訪ねた。何と一番目立つところに四万十ドラマの商品が置いてある。ひと安心したところに畦地さんが元気な笑顔で現れた。聞いてみると、以前一緒だったメンバーが昨年か

ら経営にあたっていているという。

地元の栗や芋を加工した四万十ドラマの商品は評判が高い。東京や大阪のデパートからも催事の出店要請がくる。だが原材料の栗と芋が足りず、農薬や化学肥料を使わない農産物の生産拡大が必須だ。提携する農家に分かり易い指標を示しながら芋や野菜の栽培を拡大してもらおう。JAと連携して栗の栽培も増やす。それでも足りないのが生産を担う農業人材だ。畦地さんは地元出身の篤志家から土地と家屋の寄託を受け、有機農業や林業を担う人材育成のための宿泊研修施設の開設を準備している。

四万十川を見下ろす国道沿いに梅原真さんがデザインしたしまんと地栗工場も完成した。従業員も20名を超え、地元若者の雇用の場となっている。社員による中学生への環境教育支援も、学校から要請されるようになってきた。「四万十川に負担をかけないものづくり」が四万十ドラマのコンセプト。四万十川は右往左往と蛇行していく。10年ごとに大きな転機を迎えてきた四万十ドラマは、これからもゆったりと蛇行を繰り返しながら、新しい農山村のあり方を示してくれるだろう。

# 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）付  
風水害対策調整官 岩井 真央

## 1 はじめに

令和3年7月からの一連の豪雨災害では、洪水や土石流等により多くの方が亡くなる被害が連続して発生することとなった。

今般の一連の豪雨災害を受けて、内閣府において「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を設置し、住民の避難行動や市町村による避難情報の適切な発令に関して議論が行われた。その後、令和4年2月4日に「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）」が公表されたため、概要を紹介したい。

## 2 避難に対する基本姿勢とこれまでの取組

我が国は、河川氾濫により形成された沖積平野に多くの人口が居住しており、急峻な地形を有する国土であることに加え、地質が脆弱な地域も多いという地形・地質条件を有している。さらには、台風等による豪雨が、高い頻度で発生するという気象条件もあることから、水害・土砂災

害のリスクが高いという地理的特徴を持っている。そのため行政においては、これまでもこれらの災害を未然に防止するためのハード対策を進めるとともに、避難情報の発令基準の整備等のソフト対策の充実が図られてきた。

しかしながら、平成30年7月豪雨では、河川堤防等の施設能力を超える豪雨となり、避難が間に合わず、死者・行方不明者が200名を超える極めて甚大な被害が生じた。この未曾有の豪雨災害による課題を教訓とし、避難対策の強化を検討するため、平成30年8月に中央防災会議の防災対策実行会議のもとに「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置された。

このワーキンググループの報告において

・ 防災行政の現状として、「突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設や行政主導のソフト対策のみでは災害を防ぎきれない」と、「行政を主とした取組ではなく、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要がある」と

・ 目指す社会として、「住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って

自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する必要がある」といった基本姿勢が示された。

こうした基本姿勢のもとで、令和元年度出水期には、避難情報や防災気象情報等の防災情報を住民が直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを用いた情報提供が開始された。

しかしながら、令和元年台風第19号では、避難をしなかった、あるいは避難が遅れたこと等により、多くの方が亡くなる結果となった。こうした課題を踏まえて、令和2年6月に「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ（以下「SWG」という。）」等において、避難情報に関する制度面も含めた検討が進められた。その後、SWGからの提言を踏まえて、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、従前の警戒レベル4にあった「避難勧告」と「避難指示」について、避難すべきタイミングを明確にするため「避難指示」へと一本化するなど、避難情報を分かりやすくするための見直しが行われた。

近年、毎年のように豪雨による水



政 策

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(概要)

(図1) 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について(概要)

目指す社会	住民	<b>「自らの命は自らが守る」意識を持つ</b>
	行政	<b>住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する</b>
住民	課題	避難情報が発令されても、住民が適切に避難行動をとれていないのではないか
	①住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識が低いのではないか(個人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民は、平時から自分が住む地域における災害リスクや避難行動等を理解するとともに、災害時に防災情報を主体的に入手することが重要であるが、正しく認識できていない人もいます。</li> </ul>
行政	課題	市町村は、避難情報の発令を躊躇するなど、適切に避難情報を発令できていないのではないか
	①市町村における災害対応に関する理解が十分ではないのではないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために災害対応にあたる必要があるが、市町村によっては、被災経験が少ない等の理由により、平時からの備えを含めた、災害対応への理解が十分ではない場合がある。</li> </ul>

**住民の適切な避難行動の促進に向けた対応**

○激甚化・頻発化する災害の中、一人一人の状況に即した避難情報の発令は困難であり、避難の最終判断は個人に委ねられることから、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとることが必要。

○こうした住民主体の防災意識の定着は、一朝一夕に成し得るものではなく、災害文化を醸成する機運を高めていくために、粘り強く持続的に、地域において防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが必要である。

○また、災害文化を根付かせるための継続的な取組と併せ、早期に避難の実効性を高める取組も重要である。

**①住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の向上**

- 地域における防災教育の推進
  - 対応① 地域の防災活動の中心となるリーダーの育成
  - 対応② 参加型・体験型の実践的な防災活動の展開
- 学校における防災教育の推進
  - 対応③ 全ての小・中学校で実践的な防災教育を実施
  - 対応④ 地域と学校が連携した防災教育の支援
- 地区防災計画の作成推進
  - 対応⑤ 地区防災計画の作成推進を通じた地域防災力の向上

**②災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押し**

- 対応⑥ 人の行動特性を踏まえた、住民の避難を効果的に促す取組の推進
- 対応⑦ 防災デジタルに関する技術を活用した避難行動を促す取組の推進

**市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応**

○行政は、平時からの防災教育と啓発を通じて、住民の「自らの命は自らが守る」意識の徹底を図るとともに、災害時には、住民が主体的な避難行動をとれるよう全力で支援することが重要である。特に、避難情報の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の重大な使命である。

○こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解した上で、避難情報が適切に発令できるよう、市町村の人材育成や専門家等から市町村への支援の充実を図ることにより、災害対応力を向上することが重要である。

**①市町村における災害対応に関する理解の向上**

- 対応⑧ 市町村長や危機管理の責任者等に対する避難情報の適切な発令等に資する研修の充実
- 対応⑨ 空振りを減らし、住民が我がごと感を持つよう、災害リスクのある区域等に適切に発令対象を絞り込むための取組の推進

**②市町村に対する技術的な支援の充実**

- 対応⑩ 国・都道府県や気象の専門家などが技術的な助言を行う等により、市町村における避難情報の発令を支援

住民は、平時から自らが住む地域における災害リスクやとるべき避難

(1)住民の適切な避難行動の促進に向けた課題

3 住民の適切な避難行動の促進

なお、本検討会の開催にあたって、市町村長や行政職員にも委員を務めて頂き、併せて、開催に先立ち、内閣府において、市町村へのアンケートの実施や、市町村長へのご意見の聴取を行い、議論の参考とさせて頂いた。

害・土砂災害が発生しており、多くの方が犠牲となっているが、これらの災害により命を失う人が一人でも少なくなるよう、平成30年7月豪雨からの教訓を踏まえた避難に対する基本姿勢のもと、引き続き、避難対策の強化を図るための取組を推進していくことが重要である。

本検討会では、令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえて、住民の避難行動や市町村における避難情報の発令が適切に行われていたか、という観点から災害を振り返り、今後の避難対策の強化に向けて実施すべき対応について議論を行った。(図1参照)。

住民は、平時から自らが住む地域における災害リスクやとるべき避難

(1)住民の適切な避難行動の促進に向けた課題

3 住民の適切な避難行動の促進

また、避難の実効性が高い地域では、防災に関する地域のリーダー的存在が重要な役割を担っていることがあるが、全国的にはリーダーが十分に育っていない。

他方、参加型・体験型の実践的な取組によって、自らの地域における災害を「我がごと」として捉えている地域があるが、全国的にはこうした取組は一部の地域に限られている。

さらに、地区防災計画に関する取組を通じて、住民自らが計画の作成に主体的に参画するとともに、住民同士で地域の防災に関する情報の共有を強化することにより、地域の防災力のさらなる向上を図っていくことが重要である。しかし、地区防災計画の意義や必要性に関する住民の理解が不足している。

学校においては、全国の概ねすべての小・中学校で避難訓練等が実施されているが、地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施している学校は少なく、内容の定型化・形骸化も見られる。

他にも、周囲からの呼びかけや迫

行動を理解するとともに、災害時に防災情報を住民自らが主体性をもって積極的に入手することが重要であるが、正しく認識できていない人もいます。

また、避難の実効性が高い地域では、防災に関する地域のリーダー的存在が重要な役割を担っていることがあるが、全国的にはリーダーが十分に育っていない。

他方、参加型・体験型の実践的な取組によって、自らの地域における災害を「我がごと」として捉えている地域があるが、全国的にはこうした取組は一部の地域に限られている。

さらに、地区防災計画に関する取組を通じて、住民自らが計画の作成に主体的に参画するとともに、住民同士で地域の防災に関する情報の共有を強化することにより、地域の防災力のさらなる向上を図っていくことが重要である。しかし、地区防災計画の意義や必要性に関する住民の理解が不足している。

学校においては、全国の概ねすべての小・中学校で避難訓練等が実施されているが、地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施している学校は少なく、内容の定型化・形骸化も見られる。

他にも、周囲からの呼びかけや迫

政 策

りくる災害の臨場感ある画像の配信などの対応で、災害が切迫していることを住民に伝え、住民に危機感を持たせることにより、災害時の住民避難を効果的に促している事例があるが、このような取組の普及啓発が必ずしも十分ではない。

(2)住民の適切な避難行動の促進に向けた対応の方向性

激甚化・頻発化する災害の中、一人一人の状況に即した避難情報の発令は困難であり、避難の最終判断は個人に委ねられることから、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる必要がある。こうした住民主体の防災対策への転換は、一朝一夕に成し得るものではなく、災害文化を醸成する機運を高めていくために、粘り強く持続的に、地域において防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが必要である。

(3)実施すべき主な取組

①住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の向上

過去の災害において、適切な避難により命を救えた事例を見ると、平時から防災リーダーが中心となり地域で防災活動を行うことで、住民の防災意識が向上していることから、地域の防災リーダーを育成していく

ことが重要である。また、地域住民が、主体的に参加型・体験型の実践的な防災活動に参加することを通じて、地域防災力の向上を図っていくことが必要である。

子どもたちへの防災教育の場面では、学校安全の推進に関する計画や学習指導要領の改訂を始め、防災教育の充実が逐次図られてきたものの、一部、形骸化等も見られたことから、子どもたちが「自らの命は自らが守る」意識を身につけ、将来の地域における防災の担い手として育ってくれるように、地域と学校が連携して、実践的な防災教育を着実に推進していくことが重要である。

また、地区防災計画制度により地域住民と市町村の連携を強化し、自助・共助・公助のそれぞれの強みを活かすことで、実効性ある避難行動に結び付くことが期待される。参加型・体験型の防災活動や実践的な防災教育など、地域防災力の向上に積極的に取り組んでいる地域では、さらなる防災意識の向上と定着を図るための手段として、地区防災計画の作成を推進することが重要である。

(2)災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押しし  
災害から一人でも多くの命を救うためには、災害文化を根付かせるた

(図2) 防災デジタルに関する技術を用いて、住民に災害の切迫感・臨場感を伝える例



(出典) 令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について (報告) 参考資料1 (補足説明) より

め、これらの継続的な取組と併せ、早期に避難の実効性を高められるよう、人の行動特性を踏まえた、避難を促す取組も重要である。また、災害の切迫感・臨場感が住民に伝わり、住民が危機感を持つことができるようデジタル技術の活用を図ることも重要である(図2参照)。

4 市町村による避難情報の適切な発令

(1)避難情報の適切な発令に向けた課題

市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災対応にあたる必要があるが、市町村

によっては、災害対応の経験が少ない等のため、平時からの備えを含めた災害対応への理解が十分ではない場合がある。

一方で、災害時には市町村は、適切なタイミングで適切な範囲に避難情報を発令することが重要である。一方、防災気象情報等の内容が専門的であり、刻々と変わる防災気象情報や現地の状況をもとに地域における今後の見通し等を判断するには専門的な技術力を要するが、市町村によっては、技術職員が不足している等により、適時的確な技術的判断が難しい。

また、避難情報の発令は住民に具体的な行動を促すものであるが、避難情報を発令しても災害が起きず空振りになることで、住民の避難情報への信頼性を損なう等の懸念が生じる。加えて、住民に避難行動を促すことにより、新型コロナウイルス感染症の罹患や立退き避難中に被災するなど、かえって住民がリスクにさらされるおそれもある。

(2)避難情報の適切な発令に向けた方向性

行政は、平時からの防災教育と啓発を通じて、住民の「自らの命は自らが守る」意識の徹底を図るとともに、災害時には、住民が主体的な避



政 策

（写真1）気象防災アドバイザーの活動の様子



（出典）令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（報告）参考資料1（補足説明）より

難行動をとれるよう全力で支援することが重要である。特に、避難情報の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の重大な使命である。

こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解した上で、避難情報が適切に発令できるよう、市町村の人材育成や専門家等から市町村への支援の充実を図ることにより、災害対応力を向上することが重要である。

**(3)実施すべき主な取組**

①市町村における災害対応に関する理解の向上

被災経験の有無などにかかわらず、市町村が円滑に災害対応を行えるよう、知見を有する人材の育成や平時

からの避難情報の発令基準の整備により、災害対応に関する理解を深めることが重要である。

②市町村に対する技術的な支援の充実

市町村における災害対応力の強化に併せて、市町村が高度で専門的な情報も踏まえた判断を行えるよう、専門家からの技術的な助言など、市町村に対する支援の充実を図ることが重要である（写真1参照）。

5 おわりに

近年、豪雨災害が激甚化・頻発化している。行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、住民は、突発的に発生する激甚な災害に対して、既存の防災施設や行政主導のソフト対策には限界があることを認識する必要があり、国民の一人一人が主体的に行動し、災害をどこか遠くで起きている「他人ごと」として捉えるのではなく、「わたし達」の大事な命に関わることで捉えなければ、自らの命を守ることは難しい。

大事な命を守るために、平時から「わたし達」が、災害はどこでも起こりうる身の回りにあるものとして捉えるとともに、防災を当たり前と感じて生活に取り込む防災の日常化を通

じて、「災害文化」を醸成することが大事である。他方で行政は、「わたし達」が災害から命を守るための行動に対する支援を惜しんではいらない。

本検討会における取りまとめを受けて、住民と行政が丸となって取組を進め、災害による犠牲者が一人でも少なくなるよう、防災意識の高い社会が実現されることを強く期待する。

連絡先 03-3501-5693  
担当者  
内閣府 政策統括官(防災担当) 付  
参事官(調査・企画担当) 付  
風水害対策調整官 岩井 真央

◎町村週報ご購入のご案内◎

「町村週報」を毎号ご自宅や職場にお届けいたします。ご購入を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール (kouhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)

★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

## 車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください  
(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。  
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。  
このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

SJ21-00628 (2021.4.19作成)

昭和村の風景

現地レポート 町村独自のまちづくり



「からむし織の里奥会津昭和村 先端的過疎への挑戦」

福島県

昭和村

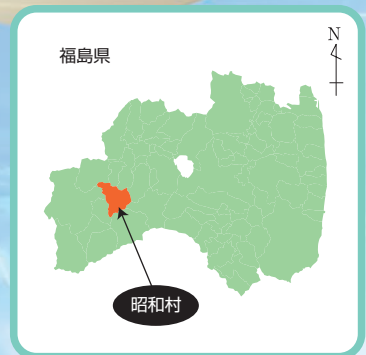
昭和村の概要

昭和2年11月に野尻村と大芦村が合併して誕生した昭和村は、間もなく村政95周年を迎えます。福島県の南西部に位置する本村は県内7つの町に囲まれ、東西16・8km、南北21・55km、周囲82・3kmで、面積は東京23区の面積の約3分の1に当たる209・46km²です。主要な道路として会津若松市に至る国道401号と、南会津町を経て栃木県に至る国道400号があります。国道401号博士峠については施工中のトンネルが昨年貫通し、長年の悲願であった供用開始が待たれるところでもあります。村内にある10の集落は、標高400〜700mにある野尻川、玉川及び滝谷川に沿った僅かな平坦地に形成されております。ほとんどが山岳地の農山村で、2mを超える雪が降り



▲喰丸小と大銀杏

積もる特別豪雪地帯でもあります。一方、本村南部にある国天然記念物「駒止湿原」、中部にある村天然記念物「矢ノ原湿原」、村内各地で湧き出る銘水など、数々の豊かな自然に恵まれております。特に、新緑もさることながら、





フォーラム

紅葉シーズンを迎えた交流・観光拠点施設「喰丸小」の大銀杏は圧巻であり、多くの観光客が訪れています。

令和元年10月には「日本で最も美しい村」連合の加盟が承認されました。「古より伝わるからむし織」と「日本一のカスミノウと木造校舎が残る昔懐かしい農山村風景」が本村の地域資源として高く評価されたものであります。

令和2年国勢調査による本村の人口は、ピーク時（昭和30年）の約4分の1となる1,246人、高齢化率は55%超と公表されたものの、減少率は昭和40年以降の調査において最も低く抑えられています。カスミノウ栽培を希望する新規就農者、「からむし」や昭和村の「人」にあこがれて入村する織姫など、移住者による社会増で自然減を補おうとする村の取組の効果が現れ始めています。

村の特産品「からむし」・「からむし織」

「からむし」は芋麻ちよまとも呼ばれ、背丈以上に伸びるイラクサ科の多年草です。冷涼な気候の本村においては、貴重な換金作物となる「からむし」を上布用の原材料として栽培し続け、根株を増やし守っていくことで、絶やさず

背丈を超える「からむし畑」



に受け継いできました。5月末頃に行われる「からむし焼き」では、からむし畑の表面を焼くことにより「からむし」の発芽をそろえ、成長が均一になるようにします。収穫は7月20日頃から始まり、刈り取ってすぐに数時間から一晩程度、掛け流しの清水に浸けた後、皮の部分を丁寧に剥ぎ取り、からむし引きの道具を用いて一枚ずつ表皮と繊維に分けていきます。表皮をそぎ落としていくことで、繊維に薄緑がかった銀白色の光沢が現れます。11月以降、乾燥された繊維を糸の太さに合わせて裂き、繊維をつなぎ合わせます。非常に根気のある作業であり、帯一本分の量にするまでに約3か月を要します。紡がれた糸を昔ながらの地機じばたや高



乾燥された「からむし」の繊維

機はたにかけ、手織りされてきた「からむし織」は、通気性や吸湿性に富み、軽くてしなやかで肌触りが良く、涼しい着心地は夏衣として最高級と評されています。

平成3年に、からむし生産と繊維に加工する技術が国の選定保存技術に指定され、平成23年には「会津のからむし生産用具及び製品」が国重要有形民俗文化財に指定されました。そして、平成29年には「奥会津昭和からむし織」として、本村のからむしを用いた地機織が国伝統的工芸品の指定を受けたほか、令和3年には伝統技術「からむし織」の伝承と後継者育成に関する取組が、厚生労働省主催の「地域発！いいもの」に選ばれました。

からむし織体験生制度

30数年前において「からむし」は、全国的に知られているとは言いがたい状況にありました。そこで、「からむし」を始めとする本村の魅力を知ってもらおうと、平成6年度に「織姫体験生制度」を開始しました。当初は、からむし織関連技術保持者の自宅にホームステイする形式でしたが、平成7年度以降は村施設での共同生活としました。後に、体験終了後も村に残り、深く学びたいという希望が多数寄せられたため、平成11年度からは最長で3年間の「研修生制度」を導入しました。近年は、



からむし織

「からむし」と「からむし織」を学ぶことに加え、畑作業体験、生活工芸体験、郷土料理体験など、山村生活でのさまざまな体験を行っています。また、平成29年に昭和村からむし後継者育成協議会を設立し、地機織の後継者育成のための講習会を始め、糸つくりから織りに至るまでの技術向上と習得を目指した研修事業を実施しています。このような活動を通し、令和3年度までに28期生、129名の織姫と彦星を村に受け入れ、そのうち30名を超える方々が村内で生活を続けています。

## 夏秋期出荷量日本一の 昭和かすみ草

本村の基幹産業は農業であります。戦後は長く米と葉タバコが基幹作物として重要な地位を占めていました。しかし、昭和60年、葉タバコの廃作奨励が契機となり、昼夜の寒暖差が大きい本村の気象条件に適した宿根カスミノウの栽培に転換していきました。この取組が功を奏し、今では夏秋期の出荷量が日本一を誇るまでになりました。そして、昭和村集出荷貯蔵施設を通して出荷されたものをブランドとして「昭和かすみ草」と呼んでおり、花が大きく日持ちする品質の高さが特



▲染めカスミノウ

徴です。この集出荷貯蔵施設、いわゆる「雪室」では、大型タンク約300台分の雪を搬入し、予冷庫に自然の冷気を送り出しています。令和3年度には予冷庫の拡充・機能強化を図り、低温仕室から常温の場所を経由することなく、直接トラックへの積み込みが可能となるパーフェクトコールドチェーン(低温流通体系)を確立することができました。また、染色液を茎から吸わせて染める「染めカスミノウ」をいち早く開発し、販路拡大を図っています。近年のコロナ禍で冠婚葬祭での需要が大きく落ち込む一方、染しもり需要や、染めカスミノウの需要が好調で、昭和かすみ草の販売額は令和3年度に過去最高となる5億6千万円を超えます。



▲雪室

した。今後は、地理的表示保護制度に基づき「昭和かすみ草」のGI登録の実現を目指し、さらなるブランド化に大きな期待を寄せているところであります。

## カスミノウ新規就農者

平成29年度から新規就農者を募るインターンシップ事業「かすみの学校」を開始しました。まずは昭和村を知ってもらうことを念頭に、1日から4泊5日までの研修期間の中で、ハウスの設置や花の摘み採りなど、栽培全般について栽培農家から講義を受ける農業体験を行い、新規就農者の定住促進につなげております。このような取組も

あり、平成15年度から令和3年度までの間に24組33名を受け入れ、そのうち18組25名が現在も本村で就農し、高い定着率を維持しています。今年度は、1年間の研修から始める方と直接経営を始める方を合わせて、新たに6組10名を迎えることになりました。かつての新規就農者が現在の新規就農予定者を指導するサイクルも出来上がりつつあります。

また、子どもたちには、村の基幹産業であるカスミノウ生産を知り、自分が住む村に誇りが持てるよう、小学生は生産農家を訪問したり雪室を見学し、中学生は実際にカスミノウを育てるほか、染色、市場での競り前挨拶、仲卸や生花店での販売を体験する「花育」を実践しています。

## 先端的過疎への挑戦

デジタル技術が進展し、自治体におけるデジタル変革が求められる中、除雪車両を遠隔操作する実証実験や、公共インフラとして全村にWiFiを整備するための調査を進めています。

本村では除雪オペレーターの高齢化と担い手不足が問題となっていることから、1つの解決方法として、5Gを活用した除雪車両の自動運転に向けた実証実験を始めました。令和3年度は、



フォーラム



▲除雪車両の遠隔操作

4Gでありながらも既存の除雪車両にカメラや遠隔操作を可能にする後付け装置を設置し、運転手が乗車することなく別室で遠隔操作用の機器を使って、通行止めにした公道400m区間の除雪を行いました。今年度は別の公道を選定し、通行止めせず5Gを活用して遠隔操作する実験を計画しております。

公共インフラWiFi整備事業については、行政や村民が農業・福祉・医療・教育・防災など、さまざまな分野で暮らしを豊かにするため、1つの手段として全村どこでもWiFiを  
活用できるようにするものです。今年度は携帯電話の不通エリアにあるカスミノウのほ場にアクセスポイントを設置し、新規就農者が現地にしながらにして、遠隔で栽培技術の相談を受けることができるスマート農業実践支援事業を進める予定です。  
本村は令和3年度に第6次昭和村振興計画を策定し、100年後も昭和村が昭和村であり続けるために、まずはこれからの10年間で「こちよく」暮らしさせるよう、基本構想をまとめました。さらに、本村を含む会津地方13市町村と県会津地方振興局では、地域住民が健康で文化的な満足度の高い生活を実現し、地域経済が持続的に発展できるように、デジタル技術を始め、アナログ的な手法も含め、あらゆる手法を活用し、事務事業の効率化や標準化、広域連携による地域の課題解決を進めることを目的に、本年1月に「人生100年時代 会津地域自治体広域連携指針」を策定したところです。村民が心穏やかに、不安なく暮らせる村の実現を目指すとともに、村民に寄り添った「顔の見える行政」が実現できるように、今後も住民サービスの充実を図るため、先端的過疎への挑戦を続けてまいります。

昭和村長 舟木 幸一

# 交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

## 公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

### 交通遺児育成基金事業

損害保険会社等から支払われる損害賠償金等から基金に拠出金を払い込むと、これに国庫補助金と民間援助金を加えて安全・確実に運用し、お子様の養育資金として3か月ごとにまとめて満19歳に達するまで、育成給付金を送金します。

- 加入年齢  
満16歳未満の遺児が加入できます。
- 拠出金額  
加入年齢により異なります。
- 給付金額  
育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

### 交通遺児等支援給付事業

中学生以下の交通遺児または交通事故により重度の後遺障害を負われた方の子弟がいる家庭で、生計が困窮している家庭を対象にした給付事業です(貸付けではありません)。

- 越年資金  
12月に2万5千円を支給します。
- 入学支度金・進学等支援金  
小学校、中学校入学時に5万円を支給します。
- 進学等支援金  
高校進学時又は就職時に5万円を支給します。

国 政 情 報

◎災害廃棄物の仮置場選定で支援を  
―総務省―

総務省は2月25日、災害廃棄物対策の行政評価を発表した。災害廃棄物の発生量は調査市町村の9割で推計しているが、うち水害対応は低調だった。また、大半が必要な仮置場面積は把握しているが、約2割で候補地を選定していなかった。さらに、処理業務には民間事業者の協力が不可欠だが、協定で「仮置場の管理・運営」の明示はわずかだった。このため、①災害廃棄物発生量推計は水害でも行うよう災害廃棄物対策指針を改定、土砂災害追加も検討②仮置場が選定されない要因・課題を検証し選定を支援③民間事業者団体等と実効性ある連携推進―などを環境省に勧告した。

一方、環境省は3月9日、災害廃棄物対策推進検討会を開き、今後の対応の方向性を示した。事前対応では、災害廃棄物処理計画の策定率向上に向け都道府県が中小規模自治体と連携。発災時対応では、生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保と「カンタンマップ」活用による被災時の災害廃棄物の収集支援と「初動対応の手引き」等の周知・改訂の推進。関係者間連携では、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の活用と継続的な制度周知、支援員マニュアル改訂を進めるとした。

◎人・農地プランの法定化など農業経営基盤強化法改正案―政府

政府は3月8日、農業経営基盤強化促進法一部改正案を閣議決定した。市町村が策定公表している農業の将来像を示す「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化する。具体的には、市町村が農業者や農業

委員会、農地バンク、農協などと協議の場を設け、その結果を踏まえて地域の将来の農業の在り方や農地の総合的利用に関する目標(地図)を定めた「地域計画」を策定し公告する。このほか、①農業委員会は地域計画の達成に向け農地所有者による農地バンクへの貸付を促進②農地バンクは「農用地利用集積等促進計画」を策定し農地の貸借を促進③都道府県が農業を担う者の確保・育成の方針を策定し、農業経営・就業支援の体制整備―なども盛り込んだ。

また、政府は同日、農山漁村活性化のための定住・地域間交流促進法一部改正案を閣議決定した。人口減少・高齢化が進む農山漁村で農用地保全による荒廃防止と活性化を進めるため、自治体が作成する①活性化計画に農用地の保全事業を追加②所有者移転等促進計画に農用地の保全事業を追加―するほか、自治体は活性化計画作成・実施のため農山漁業団体や有識者からなる協議会を組織できるとした。

◎地域おこし協力隊の65%が任期終了  
後も地域で活躍―総務省

総務省は3月18日、2021年度の地域おこし協力隊活動状況を発表した。隊員数は前年度比455人増の6,015人、受入自治体も同20団体増の1,085団体となった。また、21年3月末に任期終了した隊員は累計で8,082人だが、その約65%が同じ地域に定住。また、同一市町村内に定住した4,292人のうち約4割が起業、約4割が就業、約1割が就農・就林した。就業では行政関係(451人)が多く、起業では古民家カフェなど飲食サービス業(265人)が多かった。

一方、農林水産省は3月10日、農村RMO推進シンポジウムを開催した。同省は、2022年度から「農村RMO形成推進事業」を創設。集落機能が低下している農村地域で農地の保全管理・農業振興から買物・子育て支援などを行う農村型地域運営組織(農村RMO)の形成を支援する。シンポジウムでは、小田切徳美明治大学教授が「農村RMOの実態と課題」、濱田健司JA共済総合研究所首席研究員が「農福による地域づくり」をテーマに講演。次いで、関係各省が対応状況を説明。これを受けて、小田切氏が「農村RMO形成は典型的な総合行政で、各省連携の動きが出てきた。併せて、人材育成も必要だ」と結んだ。

◎市町村主体の公共事業投資が4.6%  
増加―総務省

総務省は3月22日、2019年度の行政投資実績を発表した。国や自治体の行政投資総額は25兆9,296億円で前年度より8,388億円(3.3%)増加した。うち都道府県主体事業は8兆6,812億円(前年度比0.5%減)、市町村主体事業は11兆9,258億円(同4.6%増)、国主体事業は5兆3,227億円(同7.2%増)だった。事業別では、道路が6兆1,168億円(同1.4%増)で、全体の24%を占め、文教施設2兆7,157億円(同26%増)、国土保全2兆6,318億円(同17%増)、農林水産1兆8,154億円(同5%増)が続く。事業目的別では、生活基盤投資は市町村が76%を占め、産業基盤投資では国50%、都道府県47%が大半を占め、農林水産投資では都道府県55%、市町村23%、国22%だった。都道府県別では、東京都3兆130億円をトップに、北海道、愛知県、神奈川県、大阪府で多く、一人当たりでは岩手県55万1,209円をトップに福井県、高知県、福島県、島根県が多い。

一方、林野庁は3月23日、2020年度の公共建築物の木造率を発表した。公共建築物全体の木造率は13.9%で前年度より0.1ポイント上昇。建築主体別では、都道府県4.3%、市町村8.7%、民間個人20.6%、国1.3%で、国だけが前年度より低下した。

◎バイオプラスチックごみ袋で、ガイド  
ライン―環境省

環境省は3月24日、地方公共団体におけるバイオプラスチック製ごみ袋導入ガイドラインをまとめた。政府の「プラスチック資源循環戦略」(2019年5月)で、ごみ袋のバイオマスプラスチック使用が掲げられたことを受けたもの。指定ごみ袋は83%の自治体が導入。うちバイオごみ袋の導入は43団体、導入予定は67団体だが、導入団体は北海道音威子府村、長野県南木曾町、鹿児島県南大隅町など幅広い。導入目的は「CO<sub>2</sub>削減(94%)」「住民意識の向上(71%)」が多い。ガイドラインは、「ごみ袋の素材が変更されるのみで特段の留意点はない」とする一方、製造価格が従来のごみ袋より平均で20〜25%高いため、導入には住民に例えれば市町村当たり「ごみ袋1枚当たりのCO<sub>2</sub>削減効果を分かりやすく説明するなど」を求めた。そのうえで、導入に向けた手順、検討項目を解説した。

また、環境省は3月16日、廃棄物処理システムの脱炭素化に向けた普及促進方策をテーマにシンポジウムを開催した。同省の取組解説に続き、日本環境衛生センターの溝田健一氏が「一般廃棄物処理システム指針の意義とSDGsの役割・方向性」、パシフィックコンサルタンツの井伊亮太氏が「地域の廃棄物分野の温暖化対策に向けた実行計画ガイダンス」をテーマに講演した。(ジャーナリスト 井田 正夫)



災害対策に  
役立っています！

## 災害対策費用保険制度をご活用ください

近年、自然災害が増加し、全国各地で甚大な被害が発生しています。中でも、豪雨災害の発生要因となっている線状降水帯は、今後も多く発生することが予想されています。

毎年多くの避難指示等が発令されますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが「災害対策費用保険制度」です。

想定外の自然災害が増加する昨今の状況を踏まえ、住民の生命・身体の保護を図るため、ぜひ災害対策費用保険制度をご活用ください。

実際に活用している町村長からは「加入していてよかった」との声が届いています！



梅雨前線に伴う大雨により、避難準備・高齢者等避難開始を発令。消防団員の出動手当や庁舎内・避難所に配置した職員の超過勤務手当などにかかった費用の半額が保険から支払われ、財政上、助かった。保険の請求手続きが、それほど煩雑ではないところも良かった。



保険のおかげで早めに判断できたことにより、地域住民への避難指示の呼びかけがスムーズに行えた。また、消防団の出動手当<sup>(※)</sup>も保険対象となることから、迷わず要請できた。

※加入している町村が支出した出動手当が対象



応急救助等にかかる費用が対象！

**ただし、災害救助法の適用を受けた災害は対象外となります。**



新型コロナウイルス対策費用も対象！

**感染症対策としてホテルを借りる場合は『避難所の設置』で、マスク・消毒液等は『応急救助費』の消耗品費で対象です。**

### ●台風による避難指示等の具体事例

#### 事故概要（令和2年度発生／九州）

台風10号の接近に伴い、大雨や暴風による人的被害発生の可能性があるため避難勧告を発令。避難所を9箇所開設し、583名が避難した。

#### 保険金支払

食料・飲料代、毛布のクリーニング代として約106万円、職員の超過勤務手当約366万円の合計約472万円の保険金が支払われた。

### ●令和2年度加入実績

加入団体数	331団体
加入団体保険料（オプション除く）	250,888,552円
加入団体保険料平均	757,971円

### ●令和2年度支払実績

支払件数	319件
支払保険金	326,398,743円
支払保険金平均	1,023,194円

補償内容の詳細は「町村.com」をご覧ください。<https://www.zck.or.jp/choson/>  
加入の申し込み、お問い合わせはお近くの都道府県町村会までご連絡ください。

随 想

随 想

わが町『ただおか』



ただおか すぎ はら きよ し 大阪府忠岡町長 杉原 健士

忠岡町は、大阪府の西南部、大阪湾に面する臨海平坦部に位置し、泉北郡に唯一属する町です。東西に長く、南北に短い地形で、その面積は3・97km<sup>2</sup>の「日本一小さなまち」であります。令和元年、本町は昭和14年の町村制から80年、明治22年の忠岡村誕生からは130年という大きな節目を迎えました。町村合併が激しい我が国で100年有余にわたり町域に変更なく現在に至っていることは極めて珍しく、本町の特徴の一つと言えます

その歴史を辿ると、明治時代においては主に漁業が、大正から昭和初期にかけては繊維工業が盛んでありました。現在は、大阪中心部の難波や関西国際空港へ電車で約30分という利便性もあり、通勤・通学都市として16,761人(令和4年1月末現在)の人々が暮らしています。そんな本町では、伝統行事『だんじり祭り』が有名です。この祭礼は江戸時代から始まったとされており、五穀豊穡を祈願して毎年10月に実施しています。だんじりが町内を疾走する光景は圧巻で、毎年多くの観光客でにぎわっています。芸術文化・歴史にまつわる観光スポットもあります。その一つである正



木美術館には、国宝や重要文化財等を含む東洋古美術品約1,300点を収蔵・展示しており、季節に心じて異なる展覧を楽しむことができます。また、菅原道真公が主祭神の忠岡神社には、高浜虚子、高浜年尾、稲畑汀子の三代句碑があり、忠岡町のほか、兵庫県芦屋市、福岡県筑紫野市にしかない大変貴重なものです。本町は、観光地や公共施設等が集約されたコンパクトな町です。前述以外の観光地等についても気軽に散策することができますので、お越しの際はぜひお立ち寄りください。この歴史情緒溢れる本町より、多くのスポーツ選手を輩出しています。メジャーリーガーの前田健太投手をはじめ、長野オリンピックでスピードスケート・ショートトラック500m金メダリストの西谷岳文氏、1985年世界柔道選手権大会無差別級等で優勝された正木嘉美氏、福岡ソフトバンクホークス1軍監督の藤本博史氏等多くの著名人が活躍されています。また、芸術文化においては、フラワーアレンジメントと生け花を融合した「装花」の分野を開拓された花人の赤井勝氏等がご出身です。著名人の活躍は私たち町民にとっても大きな誇りであり、今後ますますの活躍を期待しているところでもあります。

私が令和2年10月に第12代忠岡町長に就任し、早1年が過ぎました。住民の皆様のご生命・財産をいかに守るかということを常に考え、日々、その使命の大きさに身が引き締まる思いです。将来への夢と希望を持つための施策として、第一に教育の充実を図っています。少人数制学級の編成や学力向上サポートの配置に加え、昨年からは適応指導教室の設立をする等、きめ細かな指導に取り組んでまいりました。また、教育現場におけるさまざまな課題に対する未然防止、早期発見、早期解決に傾注しているところです。このほか、町内在住の中学生から大学生を対象とした英語検定受験料補助事業を実施する等、国際社会で活躍するグローバル人材の育成につとめています。第二に福祉の充実を図っています。介護ニーズの増大が予想されることから、介護予防等の一助となり且つ家庭でも気軽に運動ができる「オリジナル健康体操動画」の作成並びに配信に向けて整備を進めています。さらに、自立支援・重度化防止の取組推進や、認知症発症初期から適切な支援が行える相談体制の充実を図るほか、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができ「地域包括ケアシステム」の推進も図っています。なお、これら施策は一例であり、防災、子育て、人権、都市計画等においても真摯に向き合い創意工夫を凝らしているところです。あらゆる角度・視点から物事を捉えつつ、誰もが幸せを実感できる『ただおか』を創るため、「スピード」「決断」「実行」をモットーに全力を傾注してまいります。